

議案第 1 1 号

関市介護保険条例の一部改正について

関市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

介護保険料の額の改正等を行うため、この条例を定めようとする。

関市介護保険条例の一部を改正する条例

関市介護保険条例（平成12年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 33,300円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 49,950円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 49,950円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,940円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 66,600円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 79,920円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 86,580円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,900円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 113,220円

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「ロ若しくはハ」を「ロ若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「第39条第1項第1号から第6号」を「第38条第1項第1号から第8号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第16条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法（以下この条において「新法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成29年4月1

日から行うものとする。

- 2 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による新法第115条の4第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成28年4月1日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の関市介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。